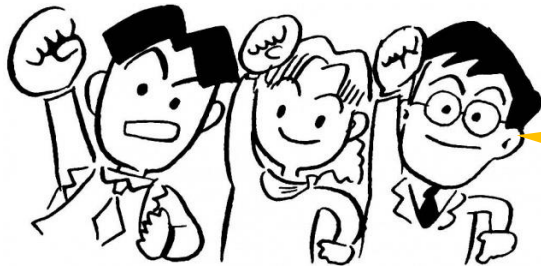


## 速報！ 地本一支社間

# 「労働基準法第36条第1項の規定に基づく 時間外及び公休日労働に関する協定」



# 締結！

## 締結期間は1年

2020年5月1日～

2021年4月30日まで

地本は盛地申第9号「労働基準法第36条第1項に基づく時間外及び公休日労働に関する協定に関する申し入れ」を提出し4月10日と13日の2回、団体交渉を行い本日（4月17日）締結しました。締結期間は1年です。

職場から「年休が入らない」「要員が足りない」「超勤が多い」などの声を集約し、各システムの超勤実態や削減に向けた成果や課題、社員代表選挙における不適切な事象に対し是正していく事など議論を創り出してきました。必要な要員を確保し、時間外労働や休日勤務は必要最小限にしていく為に、労使で努力していく事を確認しました！（詳しい交渉経過は後日情報発行します）

## 職場で適正な労働時間管理が実施されるよう検証しよう！ 安全で働きがいのある職場を創るために声を上げ続けよう！